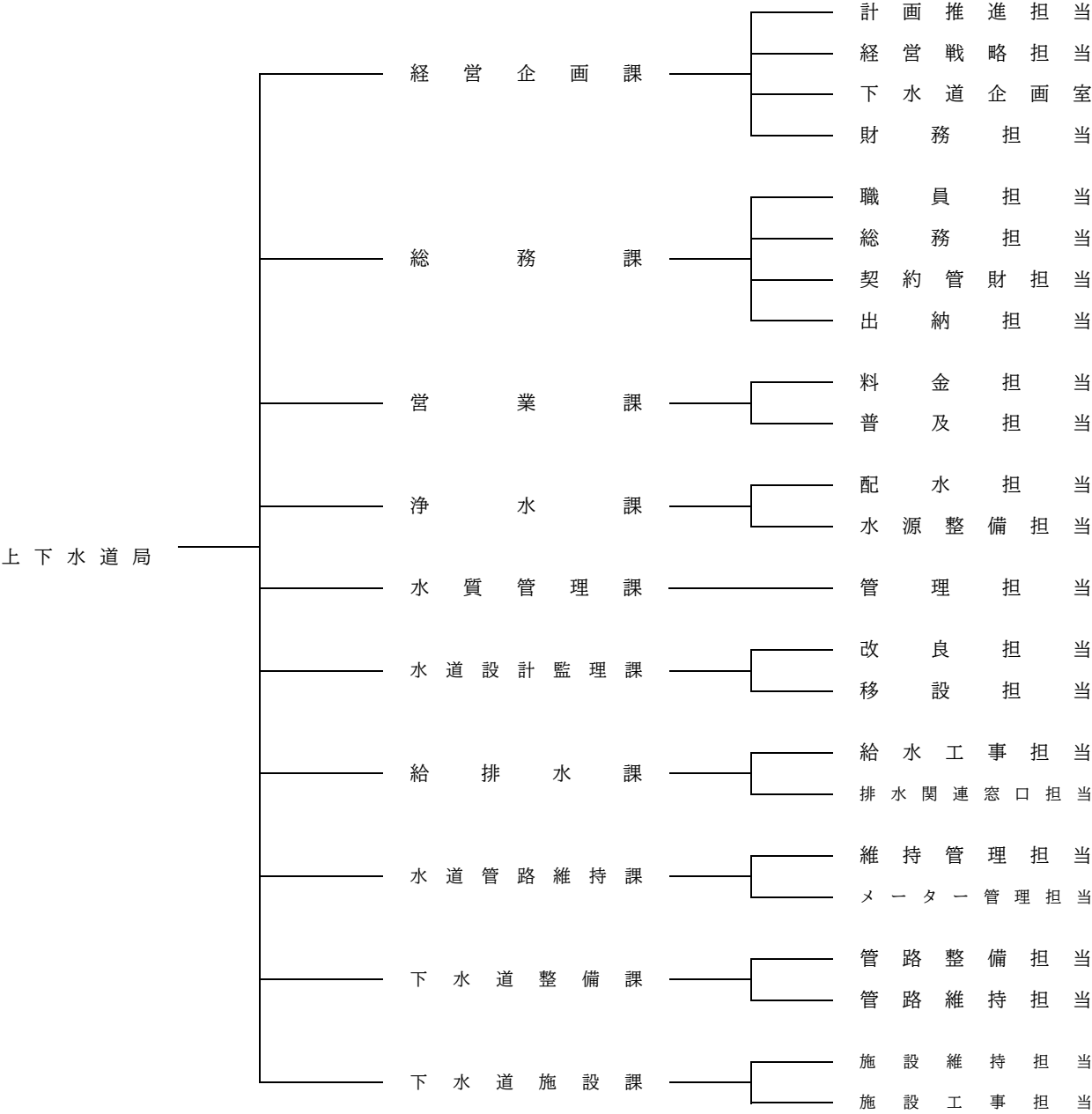


Ⅱ 組織及び職員

- (1) 組織図
- (2) 事務分掌
- (3) 職員配置表
- (4) 年齢別及び勤続年数別職員構成
- (5) 会計別職員数

(1) 組織図（令和7年4月1日現在）



(2) 事務分掌（令和7年4月1日現在）

経営企画課

- (1) 上下水道事業の企画、調査、研究及び基本計画に関すること。
- (2) 特命による事項の調査及び企画に関すること。
- (3) 認可申請等に関すること。
- (4) 予算及び財務に関すること。

総務課

- (1) 人事及び給与に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 契約に関すること。
- (4) 職員の服務、福利厚生及び研修に関すること。
- (5) 局内の課の所管事務の連絡調整に関すること。
- (6) 上下水道事業の出納その他の会計事務に関すること。
- (7) 他課の所管に属しないこと。

浄水課

- (1) 水源施設の維持管理に関すること。
- (2) 取水、浄水及び配水に関すること。
- (3) 水源施設の調査及び計画に関すること。
- (4) 水源施設（電気及び機械設備に限る。）に係る工事の設計及び施行に関すること。

水質管理課

- (1) 水質管理に関すること。
- (2) 水質検査棟の維持管理に関すること。
- (3) 水質管理に係る調査及び研究に関すること。

水道設計監理課

- (1) 水道施設（水源施設を除く。）の調査及び計画に関すること。
- (2) 水道施設（水源施設に係る電気及び機械設備を除く。）に係る工事の設計及び施行に関すること。

営業課

- (1) 使用水量の認定に関すること。
- (2) お客さまセンターの業務に関すること。
- (3) 給水停止処分に関すること。
- (4) 下水道使用料の賦課及び徴収に関すること。
- (5) 下水道事業受益者負担金及び下水道特別使用分担金の徴収に関すること。
- (6) 農業集落排水施設使用料の賦課及び徴収に関すること。
- (7) 農業集落排水事業分担金の徴収に関すること。

給排水課

- (1) 給水装置工事に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (3) 配管工及びサドル分水栓せん孔資格者に関すること。
- (4) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- (5) 下水道特別使用分担金の賦課に関すること。
- (6) 農業集落排水事業分担金の賦課に関すること。
- (7) 開発行為区域内の下水道計画の指導に関すること。
- (8) 下水道等の施設の特別使用に関すること。
- (9) 排水設備及び除害施設の指導に関すること。
- (10) 排水設備指定工事店に関すること。

水道管路維持課

- (1) 配水施設及び給水施設の維持管理に関すること。
- (2) 水道メーターの管理に関すること。

下水道整備課

- (1) 管渠（きょ）工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 下水道等の管路の管理に関すること。
- (3) 下水道事業受益者負担金の賦課に関すること。
- (4) 排水設備及び水洗便所の普及促進に関すること。
- (5) 下水道施設の供用を開始する区域の告示に関すること。

下水道施設課

- (1) 下水道施設（管路を除く。次号において同じ。）の管理に関すること。
- (2) 下水道施設の工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 下水の水質の管理に関すること。

(3) 職員配置表（令和7年4月1日現在）

課 担当 職 種	経営企画課				総 務 課				浄 水 課		水 質 管 理 課	水 道 設 計 監 理 課		営 業 課		給排水課		水 道 管 路 維 持 課		下 水 道 整 備 課		下 水 道 施 設 課		合 計	
	計 画 推 進 担 当	経 営 戦 略 担 当	下 水 道 企 画 室	財 務 担 当	職 員 担 当	総 務 担 当	契 約 管 財 担 当	出 納 担 当	配 水 担 当	水 源 整 備 担 当	管 理 担 当	改 良 担 当	移 設 担 当	料 金 担 当	普 及 担 当	給 水 工 事 担 当	排 水 関 連 窓 口 担 当	維 持 管 理 担 当	メ ー タ ー 管 理 担 当	管 路 整 備 担 当	管 路 維 持 担 当	施 設 維 持 担 当	施 設 工 事 担 当		
副局長																1								1	
次 長					1									1						1				3	
課 長	1								1		1	1						1				1		6	
副技術監	1																							1	
課長補佐		1	1	1	1	1			3	2		1			1	1		1	1	1				16	
担当課長補佐	1	1 (1)		1	2 (1)	1	2	2	1		1		1	2			1	1			1	1	1	1	17
検査専門員																1								1	
係 長		1	1	3	2	1	1		3	3	4 (1)	4	6 (1)	2	1	7	2	5 (1)	4 (4)	5	2	1			49 (4)
主 任			1	2			1		4 (3)	1	3				1			2		1	1	2	3 (1)	15	
主 事					1									2										3	
技 師									2 (2)			2							1 (1)					2	
合 計	1	3	3	7	6	3	4	2	13	6	8	7	7	6	3	9	3	9	6	7	5	4	4	126	
	16				16				20		9	15		10		13		16		13		9		137	

※1 管理者・再任用職員(短時間)・会計年度任用職員(短時間)を除く。

※2 ()内は再任用職員(常勤)の数(職員数に含める)。

※3 検査専門員は課長補佐兼任

(4) 年齢別及び勤続年数別職員構成（令和7年4月1日現在）

年齢別職員構成

（単位 人）

年齢別 \ 職種	事務職	技術職	合計	構成比率(%)
20歳未満	0	0	0	0.0
20～24歳	1	1	2	1.5
25～29歳	3	4	7	5.1
30～34歳	2	11	13	9.5
35～39歳	4	5	9	6.6
40～44歳	1	3	4	2.9
45～49歳	7	18	25	18.1
50～54歳	9	23	32	23.4
55～59歳	8	18	26	19.0
60歳以上	2	17	19	13.9
合計	37	100	137	100.0
平均年齢	47年3月	49年7月	49年0月	—

※ 管理者・再任用職員(短時間)・会計年度任用職員(短時間)を除く。

勤続年数別職員構成

（単位 人）

年数別 \ 職種	事務職	技術職	合計	構成比率(%)
1年未満	1	1	2	1.5
1～2年	1	2	3	2.2
3～4年	2	3	5	3.6
5～6年	4	4	8	5.8
7～9年	0	4	4	2.9
10～14年	4	9	13	9.5
15～19年	1	1	2	1.5
20～24年	4	12	16	11.7
25～29年	8	15	23	16.8
30～34年	7	22	29	21.2
35年以上	5	27	32	23.3
合計	37	100	137	100.0
平均勤続年数	23年3月	26年6月	25年7月	—

※ 管理者・再任用職員(短時間)・会計年度任用職員(短時間)を除く。

(5) 会計別職員数

水道事業会計

	令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	一般職		計	一般職		計
	任期の定め のない職員	再任用常勤 職員		任期の定め のない職員	再任用常勤 職員	
損益勘定支弁職員	67	3	70	62	14	76
資本勘定支弁職員	17	1	18	17	1	18
合 計	84	4	88	79	15	94

下水道事業会計

				令和7年4月1日現在		
				一般職		計
				任期の定め のない職員	再任用常勤 職員	
損益勘定支弁職員				27	－	27
資本勘定支弁職員				12	1	13
合 計				39	1	40

農業集落排水事業会計

				令和7年4月1日現在		
				一般職		計
				任期の定め のない職員	再任用常勤 職員	
損益勘定支弁職員				2	－	2
資本勘定支弁職員				1	－	1
合 計				3	0	3

合計

				令和7年4月1日現在		
				一般職		計
				任期の定め のない職員	再任用常勤 職員	
損益勘定支弁職員				91	14	105
資本勘定支弁職員				30	2	32
合 計				121	16	137

※ 上下水道事業管理者、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員は含めない。
 なお、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用短時間勤務職員数は以下のとおり。

会計区分	勘定区分	職員区分	令和6年4月1 日現在	令和7年4月1 日現在
水道事業会計	損益勘定支弁職員	再任用短時間勤務職員	7	7
		任期付短時間勤務職員	－	－
		会計年度短時間勤務職員	7	7
	資本勘定支弁職員	再任用短時間勤務職員	－	－
		任期付短時間勤務職員	－	－
		会計年度短時間勤務職員	－	－
下水道事業会計	損益勘定支弁職員	再任用短時間勤務職員	－	3
		任期付短時間勤務職員	－	－
		会計年度短時間勤務職員	－	5
	資本勘定支弁職員	再任用短時間勤務職員	－	－
		任期付短時間勤務職員	－	－
		会計年度短時間勤務職員	－	－
合計			14	22

※ 水道事業審議会委員及び下水道事業運営審議会委員は含めない。
 なお、水道事業審議会委員数及び下水道事業運営審議会委員数は以下のとおり。
 水道事業会計 損益勘定支弁職員 令和6年度11名 令和7年度11名
 下水道事業会計 損益勘定支弁職員 令和7年度10名
 ※ 令和7年度から上下水道事業組織統合となったため、下水道事業会計職員数及び合計数は令和7年度から記載する。



《米子市上下水道局》

令和 7 年度 版

水 道 事 業 年 報

発行年月 令和 8 年 9 月

編 集 〒683-0008

鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号

米子市上下水道局（総務課）

電 話：0859-32-6111（代表）

F A X：0859-23-3530

H P：<https://www.city.yonago.lg.jp/suido/>

Eメール：suido-soumu@city.yonago.lg.jp